

## まちなかウォーカブル推進計画策定に伴う基礎調査業務委託プロポーザル方式実施要領

この要領は、令和8年度まちなかウォーカブル推進計画策定に伴う基礎調査業務委託の契約候補事業者を、公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものとする。

### 1 業務目的

本市は、令和元年度に国のウォーカブル推進都市に参画し、居心地が良く歩きたくなる都市空間づくりを推進しているが、駅周辺では昼間の歩行者通行量の少なさやまちなかの魅力の低下、賑わい不足が依然として大きな課題となっている。

こうしたことから、次の10年、20年を見据え、人も企業も集まる持続可能なまちを目指していくため、駅周辺の強みを活かしたウォーカブルなまちづくりを推進し、道路や公園、広場等のパブリック空間を人中心の魅力的な空間へ転換することにより、内外の多様な人々を惹きつけ、交流・滞在を促し、民間の消費・投資を呼び込み、新たな価値創造や地域課題の解決、人中心の豊かな生活の実現を目指していく。

このウォーカブルなまちづくりを強力かつ戦略的に推進していくため、「(仮称)まちなかウォーカブル推進計画(以下「推進計画」という。)」を策定し、官民連携により取組を展開していく。本業務では、推進計画の策定(令和9年度予定)及びその後の事業展開を見据え、検討の基礎的な資料となる現況把握、課題の整理及び「推進計画(素案)」の作成等を実施することを目的とする。

### 2 業務内容

- |            |  |
|------------|--|
| (1) 業務名    | 令和8年度まちなかウォーカブル推進計画策定に伴う基礎調査業務委託                   |
| (2) 業務内容   | 仕様書のとおり  |
| (3) 実施形式   | 公募型プロポーザル方式  |
| (4) 見積の上限額 | 22,400,000円(消費税及び地方消費税含む)<br>ただし、見積の上限額が契約金額とは限らない |
| (5) 支払条件   | 完了払い<br>(支払方法 事業完了後、請求があった日から30日以内に指定金融機関口座に支払う。)  |
| (6) 納入成果品  | 仕様書のとおり  |
| (7) 履行期限   | 仕様書のとおり  |

### 3 参加資格

次に掲げる全ての要件を満たす事業者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当する者でないこと(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む)。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づく藤枝市の入札参加資格基準による入札参加の資格制限に該当しないこと。
- (3) 藤枝市の当該業務に係る業務委託の競争入札参加資格を有していること。ただし、対象業務の特殊性などにおいて、競争入札参加有資格者以外のものが参加することもできる。この場合、参加申込に必要な提出物に加え、藤枝市入札参加資格審査申請に必要な資料を提出すること。

- (4) 藤枝市入札参加資格停止措置要綱による入札参加停止、藤枝市工事請負契約等に係る暴力団及び関係者排除措置要領による指名排除を受けていないこと。
- (5) 過去10年以内に官公庁より発注された同種・類似業務の実績がある者（実施中も含む）。
- 同種業務 ウォークアブル推進に係る構想や計画等の策定業務
- 類似業務 人流データを用いた分析及び交通施設等の検討業務
- (6) 本業務に従事する配置予定技術者は、企画提案書に記載した企業に雇用され、次に掲げるいずれかの資格を有すること。
- ア 管理技術者
- 資格：技術士（建設部門（都市及び地方計画）又は総合技術監理部門）
- RCCM（都市計画及び地方計画）
- 同種業務の実績を有すること
- イ 主たる担当技術者
- 資格：技術士（建設部門（都市及び地方計画）又は総合技術監理部門）
- RCCM（都市計画及び地方計画）
- 同種業務の実績を有すること
- ウ 照査技術者
- 資格：技術士（建設部門（都市及び地方計画）又は総合技術監理部門）
- RCCM（都市計画及び地方計画）
- (7) 静岡県内に本社・支店等を有すること。

#### 4 スケジュール

内 容	期 間
実施要領の公表	令和8年4月27日（月）
質問提出期限	令和8年5月7日（木）正午
質問への回答	令和8年5月11日（月）
参加申込書提出	令和8年4月27日（月）～5月13日（水）午後5時
参加資格審査結果通知	令和8年5月18日（月）
企画提案書提出	令和8年4月27日（月）～5月25日（月）正午
審査会（プレゼンテーション）	令和8年5月28日（木）
審査結果通知	令和8年6月5日（金）
見積合せ執行	令和8年6月上旬（予定） （契約候補事業者に別途通知）
随意契約締結	令和8年6月上旬（予定）

#### 5 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限
- 令和8年5月7日（木）正午
- (2) 質問書の提出方法
- 任意様式に記入の上、持参又は郵送・Eメールにより提出すること。持参による提出は、土

曜、日曜、祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時までとする。電話による質問の受付は行わない。

(3) 提出先

〒426-0034 静岡県藤枝市駅前二丁目1-5 藤枝市文化センター1階  
藤枝市 都市建設部 中心市街地活性化推進課（担当：内山、岩瀬）  
Eメール：chukatsu@city.fujieda.lg.jp

(4) 質問に対する回答方法及び回答日

令和8年5月11日（月）に市ホームページに質問及び回答内容を掲載する。

(5) 説明会

本プロポーザルに関する説明会は実施しない。

## 6 参加申込書・企画提案書等の提出

(1) 参加申込及び資格確認に必要な提出書類（1部）

- ア 参加申込書（第1号様式）
- イ 返信用封筒（送付用の切手を貼付したもの）※参加資格審査結果通知書用

(2) 企画提案に必要な書類（正本1部、副本9部）

- ア 会社概要（様式は任意）※パンフレットなど会社等の概要がわかるものを添付すること。
- イ 同種・類似業務実績調書（第2号様式）
- ウ 業務の実施体制調書（第3号様式）
- エ 企画提案書（様式は任意）

企画提案書には以下の事項について記載すること。

① 業務計画について

受注した際の業務の進め方・運営体制を簡潔に記載すること。

② 現況整理について

現況整理で用いるデータの種類、データの取得方法を記載すること。また、それらデータや先行の調査等を踏まえ、どのように現況整理するか提案すること。なお、実地調査が必要な場合は提案すること。

③ 使用するビッグデータ等について

現状の藤枝駅周辺エリア及びそれ以外のエリアにおける人流動向や交通実態を把握するために取得するデータの種類、データ取得エリア、期間、分析項目等、調査・分析のプロセスについて提案すること。なお、取得するビッグデータについては、発注者の二次利用の可否についても記載すること。また、ビッグデータの取得だけで分析することが適当でないと考えられる場合は、補完調査についても提案すること。

④ 現状・課題整理について

計画の根幹となる現状の藤枝市及び藤枝駅周辺エリアにおける強みや魅力、課題やニーズ等をどのように的確に把握し、本市ならではの独自性と実効性の高い計画としていくかについて提案すること。

⑤ 今後の方向性の提案について

ウォークブルの推進にあたり、本調査業務のアウトプット（成果物）のイメージ及び今後のウォークブル推進にどのように活かすことができるかについて提案すること。

#### ⑥ 調査の汎用性・継続性について

本調査業務の汎用性や継続性についての見通しを提案すること。

#### オ 実施スケジュール（様式は任意）

実施から完了までの具体的な工程表を作成すること。

#### カ 見積書（明細書も添付。様式は任意）

消費税及び地方消費税を含む額とし、具体的経費を積算した内訳書を添付すること。

#### (3) 提出期限

参加申込書等：令和8年5月13日（水）午後5時必着

企画提案書等：令和8年5月25日（月）正午必着

#### (4) 提出方法

持参又は郵送（配達証明付き郵便書留）により提出すること。持参による提出は、土曜、日曜、祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時までとする。

#### (5) 提出先

上記5（3）と同様

#### (6) 参加資格審査結果の通知

上記3及び6（1）の参加資格審査結果は、令和8年5月18日（月）までに書面で通知する。

なお、参加資格に満たないと判断された事業者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内にその理由について書面（任意様式）にて説明を求めることができる。回答は書面により行う。

## 7 候補事業者の選定

候補事業者の選定にあたっては、提出された企画提案書の内容、事業の実施能力等を評価、採点する。

#### (1) 開催日時 令和8年5月28日（木）

※実施時間は該当者に別途連絡する。

#### (2) 会場 藤枝市役所西館3階 特別会議室

#### (3) 所要時間 説明15分以内、質疑応答10分程度

※説明準備は説明時間を含めず、開始時刻前に速やかに行うこと。また、説明が制限時間を超えた場合、途中でも終了とする。

#### (4) 出席者 3名以内（第3号様式の1に記載の総括責任者は必ず出席し、総括責任者又は担当者が説明を行うこと）

#### (5) 候補事業者の選定は、別表審査点数表に基づき、審査委員会の各委員の評価点の合計を加算して順位をつけ、最も評価点の高い提案事業者を、審査委員会の合議の上、候補事業者として選定する。なお、評価点の合計が同点となる者が2者以上あるときは、審査委員会の合議により順位を決定する。

#### (6) 委託業務の品質確保を図る為、候補事業者の選定にあたっての失格基準として、評価点の合計点が60%未満だった場合は、失格とする。

## 8 参加申込者の失格要件

#### (1) 応募資格を満たさない事業者又は契約候補事業者を決定するまでの間に資格要件を満たさな

くなった場合

- (2) 応募書類に虚偽の記載をした場合
- (3) 本実施要領における諸条件に違反した場合
- (4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

## 9 提案書の失格要件

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) プロポーザル実施要領等で示された、提案書の提出方法、提出期限、提出先、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (3) 上記(1)並びに(2)に定めるもののほか、指示した条件に違反した場合

## 10 提案書等の取扱い

- (1) 提出された提案書等は、返却しない。
- (2) 提案書等の作成及び提出に要する費用は、参加事業者の負担とする。
- (3) 提案書の作成については、1事業者1提案とし、提案書を受け付けた後の追加及び修正は、原則認めないこととする。

## 11 提案書の著作権

- (1) 提案書等の著作権は、当該提案書等を作成した者に帰属する。
- (2) 藤枝市は、プロポーザルの手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができる。
- (3) 藤枝市は、参加事業者から提出された提案書等について、藤枝市情報公開条例（平成13年条例第2号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。

## 12 契約の締結

藤枝市は契約候補事業者と協議し、企画・提案内容を反映した仕様書を調整のうえ、契約候補事業者と見積合せを行い、予定価格の範囲内で随意契約を締結するものとする。ただし、契約候補事業者が、地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項の規定する者に該当することになった場合は、契約を締結しない。この場合、次順位候補事業者を契約先相手方に選定する。

## 13 留意事項

本プロポーザルの応募に要する一切の費用は、参加事業者の負担とする。

## 14 問合せ先

藤枝市 都市建設部 中心市街地活性化推進課（担当：内山、岩瀬）

電話：054-641-3366

Eメール：chukatsu@city.fujieda.lg.jp

別表 審査点数表 (100 点満点)

	審査項目	評価の視点	配点	
組織評価	業務執行技術力 (履行実績)	当該業務を遂行するために必要な知識・経験はあるか  ・ウォークアブルなまちづくり等の官民連携によるまちづくり事業の実績、ノウハウを有しているか ・ウォークアブル推進に係る構想や計画等の策定実績を有しているか	20	
	実施体制	適切な業務を提供できる実施体制か  ・従事人員・役割分担は適切か	10	
提案に対する評価	業務の実施手続き	業務実施手続きを示す業務フローまたは工程表等は妥当か  ・事業効果を上げられ、かつ、無理のない工程となっているか	10	
	現況・課題把握に向けた取組み姿勢	地域の現況・市特有の課題把握に向け、積極的に取組む意欲を感じられるか  ・業務への理解度や現況・課題把握に向け積極的に取組む意欲、熱意を感じられるか ・本市及び藤枝駅周辺エリアにおける強みや魅力、課題やニーズ等を的確に把握する調査手法の提案内容となっているか	20	
	提案の実現性	提案内容に説得性があり、実効性、実現性が十分であるか  ・曖昧さの少ない提案内容になっているか ・達成が見込める提案内容になっているか	15	
	提案の独創性	提案内容に独創性があるか  ・本市ならではのウォークアブルなまちなかの実現に向け、多様な視点を持ち、独創的で工夫が感じられる提案内容となっているか	15	
金額	見積金額	見積金額  ・1800万円未満 (10点) ・1800万円～1900万円未満 (8点) ・1900万円～2000万円未満 (6点) ・2000万円～2100万円未満 (4点) ・2100万円以上 (2点)	10	
合計			100	

※点数は5段階で評価(20点満点:20点,16点,12点,8点,4点/15点満点:15点,12点,9点,6点,3点/10点満点:10点,8点,6点,4点,2点)

※評価点の合計点が60%未満だった場合は、失格とする。